

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日 令和 8 年 1 0 月 1 日
(鳥取県 伯耆町)

返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 (%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※ 3
		標準的な 算出方法	その他の 算出方法					
			その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由				
米粉のミルクベーグル	78	○				鳥取県伯耆町	3200	2600
米粉のチーズケーキタルト	64	○				鳥取県伯耆町	3600	3200
米粉のバスクチーズケーキ	74	○				鳥取県伯耆町	3600	2780
米粉のシフォンケーキセット	76	○				鳥取県伯耆町	3200	2800
米粉のチーズケーキタルト & 米粉のミルクベーグルのセット	69	○				鳥取県伯耆町	6400	5800
米粉のバスクチーズケーキ & 米粉のミルクベーグルのセット	75	○				鳥取県伯耆町	6800	5380
米粉のケーキセット (シフォンケーキ・チーズケーキタルト)	69	○				鳥取県伯耆町	6800	6000
米粉のケーキセット (シフォンケーキ・バスクチーズケーキ)	75	○				鳥取県伯耆町	6800	5480
米粉のシフォンケーキ & 米粉のミルクベーグルのセット	77	○				鳥取県伯耆町	6400	5400
おからかりんとう B (ブルーベリー、梨、ねごみそ)	68	○				鳥取県伯耆町	1300	1300
おからかりんとう A (おから、かぼちゃ、くるみ)	69	○				鳥取県伯耆町	1300	1300
デニムパンツ (大戦モデル・S824XX)	86	○				鳥取県伯耆町	38500	44000
デニムジャケット (大戦モデル・S806XX)	89	○				鳥取県伯耆町	49500	55000
デニムパンツ (1937年モデル・369XX)	84	○				鳥取県伯耆町	39700	46200
デニムジャケット (1936年モデル・306XX)	89	○				鳥取県伯耆町	49500	55000
カバーオール (大戦モデル・01-M)	92	○				鳥取県伯耆町	54000	58300
どぶろく・あま酒・もろみ美人セット (300ml×5本)	95	○				鳥取県伯耆町	5500	5500
どぶろく・あま酒・もろみ美人セット (300ml×3本)	95	○				鳥取県伯耆町	3300	3300
ノンアルコール麹甘酒AM7・AM10セット (100ml×12本)	88	○				鳥取県伯耆町	4320	4320
ノンアルコール麹甘酒AM7・AM10セット (100ml×6本)	88	○				鳥取県伯耆町	2160	2160
もろみ美人 (300ml×12本)	95	○				鳥取県伯耆町	13860	13860
源流どぶろく上代 (300ml×12本)	95	○				鳥取県伯耆町	13860	13860
源流どぶろく上代 (720ml×12本)	95	○				鳥取県伯耆町	30360	30360
甘酒 (300ml)	91	○				鳥取県伯耆町	594	594
もろみ美人 (300ml)	95	○				鳥取県伯耆町	1155	1155
源流どぶろく上代 (300ml)	95	○				鳥取県伯耆町	1155	1155
源流どぶろく上代 (720ml)	95	○				鳥取県伯耆町	2530	2530
C098源流どぶろく上代 (300ml) 6本セット	95	○				鳥取県伯耆町	6930	6930
C098源流どぶろく上代 (300ml) 3本セット	95	○				鳥取県伯耆町	3465	3465
【毎月定期便】源流どぶろく上代(300ml)全6回	95	○				鳥取県伯耆町	6930	6930
【毎月定期便】源流どぶろく上代(300ml)全3回	95	○				鳥取県伯耆町	3465	3465
C097源流どぶろく上代 (720ml) 3本セット	95	○				鳥取県伯耆町	7590	7590
C097源流どぶろく上代 (720ml) 2本セット	92	○				鳥取県伯耆町	5060	5060
【毎月定期便】源流どぶろく上代(720ml)全6回	95	○				鳥取県伯耆町	15180	15180
【毎月定期便】源流どぶろく上代(720ml)全3回	95	○				鳥取県伯耆町	7590	7590
C098源流どぶろく上代 (300ml) 6本入り ギフト用	96	○				鳥取県伯耆町	7500	7500
C097源流どぶろく上代 (720ml) 2本セット ギフト用	95	○				鳥取県伯耆町	5500	5500
C097源流どぶろく上代 (720ml) ギフト用	96	○				鳥取県伯耆町	3000	3000
C104ノンアルコール麹甘酒AM7・AM10セット (100ml×6本) ギフト用	90	○				鳥取県伯耆町	2700	2700
キャンバーク300g×2個 (鳥取和牛100%キャンブ用ハンバーク)	55	○				鳥取県伯耆町	4000	3888

鳥取和牛ロースステーキ200g×2枚と大山Gビール3本	63	○				鳥取県伯耆町	7252	8908
大山Gビール飲み比べ6本セット G B－6	87	○				鳥取県伯耆町	3273	3000
大山Gビール飲み比べ8本セット G B－8	87	○				鳥取県伯耆町	4346	4000
大山Gビール飲み比べ10本セット Y G－1 0	86	○				鳥取県伯耆町	5455	5200
大山Gビール飲み比べ12本セット Y S－1 2	86	○				鳥取県伯耆町	7091	7000
大山Gビール「特急やくも」歴代6車種コンプリートセット JR-Y6N	79	○				鳥取県伯耆町	3545	3350
大山Gビール・大山ハムセット G H－Y	76	○				鳥取県伯耆町	4636	4600
大山Gビール定番・ハイアルセット G B－S	87	○				鳥取県伯耆町	2727	2600
大山Gビール&大山ハムセット A	71	○				鳥取県伯耆町	7634	8502
大山Gビール飲み比べセット（16本）G B－1 6	85	○				鳥取県伯耆町	7637	8000
【毎月定期便】大山Gビール&大山ハムコースA全3回	77	○				鳥取県伯耆町	16200	15778
AX1<大山Gビール>飲み比べセットA	65	○				鳥取県伯耆町	7920	7920
AX2<大山Gビール>飲み比べセットB	63	○				鳥取県伯耆町	11550	11550
AX3<大山Gビール>大山Gビール・大山ハム詰合せA	57	○				鳥取県伯耆町	11330	11330
AX4<大山Gビール>飲み比べセットC	64	○				鳥取県伯耆町	14300	14300
AX6<大山Gビール>大山Gビール・大山ハム詰合せB	57	○				鳥取県伯耆町	17600	17600
AX7<大山Gビール>頒布会 大山Gビール・大山ハム詰合せ3回コース	59	○				鳥取県伯耆町	17820	17820
BB1<大山焼久古窯>玉鋼耀ベアカップ&ソーサー	59	○				鳥取県伯耆町	30000	30000
BB2<大山焼久古窯>玉鋼 盃	61	○				鳥取県伯耆町	22500	22500
BB4<大山焼久古窯>玉鋼耀天目釉茶盃	62	○				鳥取県伯耆町	300000	300000
BB5<大山焼久古窯>玉鋼滴耀ぐい呑	58	○				鳥取県伯耆町	16500	16500
BB6<大山焼久古窯>玉鋼耀酒器セット(徳利、ぐい呑2)	60	○				鳥取県伯耆町	45000	45000
BB8<大山焼久古窯>大山皿3点セット	55	○				鳥取県伯耆町	16500	16500
BB9<大山焼久古窯>大山マグカップと小皿セット	54	○				鳥取県伯耆町	13500	13500
大山ハムOR-26「伝統の逸品大山」3種詰め合わせ	51	○				鳥取県伯耆町	3300	5400
大山ハムOR-24「伝統の逸品大山」2種詰め合わせ	66	○				鳥取県伯耆町	2700	3780
大山ハムOR-21「伝統の逸品大山」ホワイトハム2種詰め合わせ	51	○				鳥取県伯耆町	2700	4320
伯耆町限定 大山ハム熟成ハム・ベーコン詰合せA	66	○				鳥取県伯耆町	3200	6264
伯耆町限定 大山ハム熟成ハム・ベーコン詰合せB	63	○				鳥取県伯耆町	2800	4320
伯耆町限定 大山ハム熟成ハム・ベーコン詰合せC	61	○				鳥取県伯耆町	3300	5724

※1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。

なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式

（A－B）／A

算式の符号

A：当該地方団体による返礼品等の調達費用

B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：○○県○○市）、国外の場合は国名を記載すること。

※3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。